

高齢者虐待対応専門職員派遣事業実施要領

1 目的

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 17 年法律第 124 号)に規定する高齢者虐待の対応を的確かつ迅速に行うため、市町及び地域包括支援センターに専門職員を派遣する。

2 実施主体

広島県地域包括ケア推進センター

3 派遣先

市町及び地域包括支援センター

4 派遣事項

次の事項について、弁護士及び社会福祉士を概ね 2 時間派遣し助言を行う。

- (1) 高齢者虐待に係る相談、通報又は届出における初動段階の対応
- (2) 高齢者虐待に係る対応段階の対応
- (3) 高齢者虐待に係る終結段階の対応
- (4) 高齢者虐待対応の終結後の事例検証等
- (5) その他、必要と認められる高齢者虐待の対応

5 専門職員の派遣手続き

専門職員の派遣を希望する場合は、高齢者虐待対応派遣申込書(様式第 1 号)を、派遣終了後 2 週間以内に高齢者虐待対応派遣報告書(様式第 2 号)を、広島県地域包括ケア推進センターに提出するものとする。

6 専門職員の派遣実施報告

専門職員は、派遣終了後 2 週間以内に派遣実施報告書(様式第 3 号)を広島県地域包括ケア推進センターに提出する。

7 経費

この事業に要する経費(報償費及び旅費)は、実施主体で負担する。

8 施行年月日

平成 31 年 4 月 1 日

附則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 14 日一部改正する。
- 2 この改正の前の高齢者虐待対応専門職員派遣事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。